

塩屋コミュニティバスを走らせる会 規約

制定 2015年 9月 19日
一部改正 2016年 6月 16日
一部改正 2017年 2月 22日
一部改正 2018年 12月 17日

(名称)

第1条 本会は、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、塩屋小学校区及び塩屋北小学校区において、地域の住民が共同利用できる公共交通車両（以下、「コミュニティバス」という。）の運行を、行政機関、交通事業者等と連携して実施することを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、別表の構成員団体をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティバスの実証実験
- (2) コミュニティバスの運行に係る地域内での住民との連絡調整
- (3) コミュニティバスの運行に係る地域内でのルールづくり
- (4) コミュニティバスの利用促進
- (5) しおかぜファンクラブの運営
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要となる事業

(役員)

第5条 本会に次の役員・監事・委員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
会 計 1名
監 事 2名
委 員 各構成員団体から若干名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 監事は、会計を監査するほか、会務の適正な執行を図るために意見を述べる。

(役員任期等)

第6条 役員・監事・委員の任期は、1年とし、再任することができる。

- 2 役員・監事・委員は、総会において、構成員団体の代表者（ただし、監事は代表者以外も可とする。）の中から選出し、役員は委員の互選により選出する。
- 3 役員・監事・委員が任期途中で欠けたときは、役員会において新たに役員・監事・委員を補充し、補充された役員・監事・委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会は、総会と役員会により運営する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、役員会の議決により必要とされる場合に開催する。
 - (2) 総会は、役員・委員の3分の2以上の出席をもって成立し、委任状は認めないものとする。ただし、役員以外の委員は、代理人の出席によることができるものとする。
 - (3) 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(4) 総会は、次の事項を審議する。

- ① 役員・監事・委員の選出
- ② 年度事業計画及び事業報告
- ③ 年度事業予算及び決算
- ④ 規約の制定又は改廃
- ⑤ その他重要事項

(5) 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 役員会は、総会に諮る議案を決定するほか、その他本会の運営について必要な事項を決定する。
- (2) 役員会は、会長、副会長、会計の全員と監事のうち少なくとも1名の出席をもって成立する。
- (3) 役員会の議長は、会長があたり、議事は出席者の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

(会計)

第8条 本会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務所)

第10条 本会の事務所は、塩屋地域福祉センター内に置く。

(その他)

第11条 前条までに規定するほか、その他本会の運営に必要な事項に関しては、役員会の決定を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、2015年9月19日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、設立総会の日から2016年度定期総会の日までとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立総会の日から2016年3月31日までとする。
- 4 本会設立当初の事業計画及び予算は、この規約の規定にかかわらず、設立総会において定めるものとする。

改正附則

この改正規約は、2016年6月16日から施行する。

改正附則

この改正規約は、2017年2月22日から施行する。

改正附則

この改正規約は、2019年1月15日から施行する。

別 表

構成員団体
塩屋まちづくり推進会
塩屋地区連絡協議会
塩屋婦人会
塩屋ふれあいのまちづくり協議会
塩屋北ふれあいのまちづくり協議会